

史跡米子城跡整備基本計画(素案)に対する意見募集(パブリックコメント)の結果について

番号	意見等の概要	米子市の考え方
整備基本計画全般に関すること		
1	<p><歴史認識の変化について> バブルが崩壊する1990年ころまで、米子城跡の整備についての市民の意見は二分していた。一つは今進められているような手をかけて整備をする案。もう一つは現状のまま保存する案だった。 本案のような整備する意見は当時もあったが、米子市の発展の方向性として「お殿様を崇め奉る」というのはやめようという意見が強くあった。その意見を持っていたのは経済界の人たちである。 しかし経済環境が変化する中で、勢いのある経済人がいなくなり、整備派の意見が顕在化してきた結果本案が進められるようになったと考えている。 本案の中では米子城を壊すに至った米子市民の当時の心情について触れられていない。その経緯を明確に示した上で進めないと、米子市民の信認は受けたことにはならない。</p>	<p>大政奉還後、米子城を預かっていた武士たちに与えられた米子城内の建造物は持て余され、明治6年頃には大半が解体されて、最後まで残っていた天守も明治12年頃には取り壊されたという経緯があります。 当時の米子の人々の心情については定かではありませんが、米子城跡は、その歴史的な見地からの重要性、遺存する遺構の価値などが認められ、昭和52年に、本丸、二の丸、内膳丸のうち市有地部分が米子市指定文化財となり、その後平成18年には、同じ範囲が国史跡となり今日に至っているものです。 現在策定中の「史跡米子城跡整備基本計画」は、平成28年度に策定した「史跡米子城跡保存活用計画」の内容を踏まえつつ、今後の整備の基本的な考え方と方向性を示すものであり、これらの計画に基づき、国民共有の財産である史跡米子城跡を確実に保存・管理し、後世にしっかりと継承するとともに、より多くの人に米子城跡に来ていただき、その価値や魅力について理解を深めていただけるよう活用・整備を図っていきたく考えています。 整備基本計画の中では、調査研究や遺構保存のための整備、活用のための整備など文化財としての様々な整備課題について記述しており、歴史的建造物の復元整備もその中のひとつですが、まずは発掘調査、史資料調査などの基礎データの蓄積と調査研究に取り組むこととしています。 米子城跡の保存整備事業の推進にあたっては、米子城跡の魅力発信事業である「米子城・魅せる！プロジェクト」などを通して、市民の理解を得ながら進めていきたいと考えています。</p>
2	<p><米子城を米子市のシンボルとすることについて> 米子市は県庁所在地ではなく、行政頼みでは繁栄できない。イノベーションが連鎖的に起こる街づくりが必要である。イノベーションが起こるには、今までの発想や常識にとらわれない、革新的な取組が一定期間継続して行われなければならない。その取組は、周りの理解を受けにくく孤独な道のりとなる。そうなりがちなイノベーションを起こすプロセスを周囲や社会が温かく見守る環境づくりが必要である。 お城を積極的に整備し米子市のシンボルにしようという発想は「古いしきたりや慣習、常識を大事にする」という発想につながりイノベーションを起こしていこうという流れとは一致しない。米子市が積極的にお城を整備してシンボル化するというのは、米子市が進んでいかなければならない道のりとは違う方向性を示すことであり、間違ったメッセージを発信することになる。 米子城跡を適切に保存するというのは正しいと思うが、米子城を再建し米子市のシンボルにしようとする考えは米子市の方針としては間違いである。鳥取や松江とは背景が違うことを理解していただきたい。 米子城に手をかけても中心市街地活性化効果はない。シンボルにすることについても米子市が進むべき方向と逆行することを警告しておく。 米子城の扱いは文化財だけではなく米子市民のマインドにかかわる問題だということ肝に銘じて進めていただきたい。</p>	<p>大政奉還後、米子城を預かっていた武士たちに与えられた米子城内の建造物は持て余され、明治6年頃には大半が解体されて、最後まで残っていた天守も明治12年頃には取り壊されたという経緯があります。 当時の米子の人々の心情については定かではありませんが、米子城跡は、その歴史的な見地からの重要性、遺存する遺構の価値などが認められ、昭和52年に、本丸、二の丸、内膳丸のうち市有地部分が米子市指定文化財となり、その後平成18年には、同じ範囲が国史跡となり今日に至っているものです。 現在策定中の「史跡米子城跡整備基本計画」は、平成28年度に策定した「史跡米子城跡保存活用計画」の内容を踏まえつつ、今後の整備の基本的な考え方と方向性を示すものであり、これらの計画に基づき、国民共有の財産である史跡米子城跡を確実に保存・管理し、後世にしっかりと継承するとともに、より多くの人に米子城跡に来ていただき、その価値や魅力について理解を深めていただけるよう活用・整備を図っていきたく考えています。 整備基本計画の中では、調査研究や遺構保存のための整備、活用のための整備など文化財としての様々な整備課題について記述しており、歴史的建造物の復元整備もその中のひとつですが、まずは発掘調査、史資料調査などの基礎データの蓄積と調査研究に取り組むこととしています。 米子城跡の保存整備事業の推進にあたっては、米子城跡の魅力発信事業である「米子城・魅せる！プロジェクト」などを通して、市民の理解を得ながら進めていきたいと考えています。</p>

史跡米子城跡整備基本計画(素案)に対する意見募集(パブリックコメント)の結果について

番号	意見等の概要	米子市の考え方
3	<p><米子城の観光地化について> 自然を除く観光資源は、人が一定期間情熱を注いで文化を築き上げた上に成り立つものである。水木しげる、松平不昧公、足立全康とYギャラリーの主人。 米子城も当時の関係者の思いが込められているであろう。しかし米子城跡は「米子市民は米子城を壊した」という米子の文化の結果存在している。 米子城主が領民から慕われていなかった歴史がある米子城を松江城のように観光地にするのはどれくらいの情熱が必要であろうか。米子市の進むべき方向性とお城の再整備は同じ方向にあるのだろうか。このような疑問が残る米子城を整備し観光地化したいのであれば、したいと考える人は行政をあてにせず、有志で汗をかいて実現を目指すべきで、米子市は整備後引き継ぐか、現状維持が相応だと考える。</p>	<p>米子城跡については、本市の貴重な文化財として保存・管理に努めるとともに、多目的広場や園路の整備、サイン類の設置、便益施設の整備など来訪者が快適に利用できる環境の整備、ライトアップや各種イベント、まち歩き観光などの米子城跡及び城下町の魅力を伝えるソフト事業の実施などにより、城山からの眺望が楽しめ、米子の歴史を体感できる観光資源として整備、活用を図っていきたいと考えています。</p>
4	<p><整備基本計画策定の時期について> 本計画は時期尚早であり、現状の自然のまま残した姿がベストであると考えている。 理由は、米子市は50年先の都市環境整備をどのように考えてどうあるべきかを環境・教育・経済・健康・医療等の立場から考え、米子で育って、住んでよかったと思われる米子市の姿を示されるべきであり、示されないまま本計画について意見を問われても無理である。 そもそも土地利用は、もともと古代から土地の上で生活を営み土地活用して跡構の上に年代を経て成り立っていると考える。近代においては、急速に都市環境整備を行い活力ある都市化を目指して整備を行っている。従って、もう一度50年先を見据えた都市環境整備総合計画を定めるべきである。 そのためには、2022年頃までに米子市・議会・賢者(子ども・よそ者・馬鹿者)の考え方に耳を傾けて議論等を重ねて50年先の都市環境整備総合基本計画(環境・教育・経済・医療)を策定されるべきと提言する。策定された後、もう一度意見を伺われのがよいと思う。自然はなくなりますが、一度決めて開発を行うと取り返しがつきません。米子市が未来永劫発展される構想を策定されることを願っている。</p>	<p>米子城跡については、国史跡として適切に保存し活用を図る上で、調査研究や遺構保存のための整備、活用のための整備など、喫緊の課題を含み様々な課題があります。 このため平成28度に、米子城跡の適切な保存管理を行うための基本方針や取扱方法、活用整備に関する方向性を示した「史跡米子城跡保存活用計画」を策定し、この内容を踏まえながら、今後の整備の基本的な考え方と方向性を示すものとして現在、「史跡米子城跡整備基本計画」の策定に取り組んでいるところです。 これらの計画に基づき、国民共有の財産である史跡米子城跡を確実に保存・管理し、後世にしっかりと継承するとともに、より多くの人に米子城跡に来ていただき、その価値や魅力について理解を深めていただけるよう活用・整備を図っていきたいと考えています。</p>
5	<p><整備事業の期間について> 整備計画を短期・長期の10年間整備に短縮する。米子城跡は国指定以来12年が経過しており、この先15年かかるのでは市民の夢に届えられない。 米子には観光地がないと言われる。全国的なお城ブームは続く。毛利の遺訓、1本の矢も3本(米子・富田・松江)合わせてつながる歴史ロマン山陰三城めぐりツアーは大ヒットである。月山富田城・松江城に比べて米子城の整備が遅れている。そのためにも万難を排し、10年以内に短縮を切望する。</p>	<p>米子城跡の整備については、当面、史跡の適切な保存のための整備、来訪者が安心して訪れ、米子城跡の価値や魅力に触れていただくための環境整備など緊急性の高い課題の解決に取り組んでいきたくと考えています。 しかしながら、整備案件によっては、発掘調査や史資料調査、さらには石垣調査、地盤調査などによる基礎データに基づき整備内容を検討していくようなケースも想定されますので、全体的に整備を進めていくには、一定程度の時間が必要であると考えます。 なお、安来市、松江市など他市との連携によるPR、ソフト事業の実施など活用の面では積極的に取り組んでいきたくと考えています。</p>

史跡米子城跡整備基本計画(素案)に対する意見募集(パブリックコメント)の結果について

番号	意見等の概要	米子市の考え方
既史跡指定地の整備に関すること		
6	<p><二の丸の整備について> 二の丸の調査と整備には時間と費用がかかるため、中期整備計画とすることは理解できる。しかしながら一般的には、天守閣に次いで城主の御殿への関心が高く、テニスコートは早急に撤去が必要である。その上で大型の二の丸案内板とともに古絵図に描かれている二の丸の様子や御殿の絵図など、全体像を理解できる説明板が必要である。</p>	<p>二の丸については、短期整備計画の中では、説明版等サイン類の設置、危険木の伐採及び高石垣、枳形などの発掘調査、史資料調査などを優先して実施することとしています。 その後中期整備計画の中で、御殿や門の発掘調査等に着手することとしており、それまでの間テニスコートは、現況のまま維持することとしています。 なお、具体的な整備内容等については、発掘調査の成果を基に検討していきたいと考えています。 【整備基本計画案 p.127参照】</p>
7	<p><枳形と二の丸二重櫓の復元について> 天守閣の復元は考えられないので、枳形と二の丸の二重櫓の復元を検討してはどうか。これが実現すれば米子城の威容、展望の価値が格段に向上する。</p>	<p>歴史的建造物の復元整備については、文化庁が示す「史跡等における歴史的建造物の復元に関する基準」に基づき総合的に判断することとなります。 二の丸の二重櫓等については、今後の詳細発掘調査及び史資料調査の成果を基に基礎データを確認した上で、石垣の修復や積み直しを行った後に復元整備の可能性について検討することとなります。 【整備基本計画案 p.127参照】</p>
8	<p><枳形、二の丸石垣の修理復元について> 枳形、二の丸石垣については、地震水害等での崩落の危険性を指摘されており、安全面からも当該石垣の修理、復元を優先的に行ってはどうか。特に三の丸から二の丸、天守台にかけての眺望は全国に誇れる重要な景観である。</p>	<p>枳形、二の丸石垣を含めた米子城跡全体の石垣の保存修理については、米子城跡の遺構保存のための整備においても最も重要な課題のひとつであると認識しています。 このため、まずは現況を把握するための変位調査、三次元測量などを行い、石垣カルテの作成に取り組むこととしており、これらの調査結果を踏まえて、枳形、二の丸石垣についての修復計画を検討していきたいと考えています。 【整備基本計画案 p.84-98参照】</p>
9	<p><二の丸へのトイレの新設について> 米子城跡全体の回遊時間からみて城跡内に最低1か所のトイレは必要である。一般的なトイレは制約があり、可能な範囲で二重櫓か太鼓御門(裏中御門)の外観を復元し、内部にトイレを設置してはどうか。</p>	<p>米子城跡内のトイレについては、二の丸の既存のトイレの再整備と併せて、来訪者の動線や景観等を考慮しながら、天守及び三の丸付近などでの設置についても検討していきたいと考えています。 【整備基本計画案 p.111参照】</p>
10	<p><パンフレットとマップが自由に取れる箱の設置について> 枳形入口と湊山公園登り口の2か所に、それぞれ100部程度入る箱を設置し、定期的に補充してはどうか。</p>	<p>米子城跡内では、ガイダンス施設や休憩施設の設置について検討することとしており、パンフレットなどの設置については、これらの施設の付加機能として検討していきたいと考えています。 【整備基本計画案 p.109、111参照】</p>
11	<p><二の丸から天守の整備について> マスコミの報道等を見聞きしての意見であるが、米子城跡の二の丸から天守までの国指定区域については、現在ライトアップ等も行われており、観光資源のひとつとして今後とも整備を進めてほしい。</p>	<p>米子城跡の二の丸から天守を含む本丸の史跡指定地については、石垣などの遺構の適切な保存に努めるとともに、園路の整備やサイン類の設置、便益施設の整備など来訪者が快適に利用できる環境の整備、米子城跡の魅力を伝えるソフト事業の実施などにより、観光資源のひとつとして整備、活用を進めていきたいと考えています。 【整備基本計画案 p.119-129、p.145-147参照】</p>

史跡米子城跡整備基本計画(素案)に対する意見募集(パブリックコメント)の結果について

番号	意見等の概要	米子市の考え方
追加指定地の整備に関すること		
12	<p><湊山球場敷地、出山、深浦の追加指定について> 史跡の追加指定地として購入するのになぜ「湊山球場」、「出山」、「深浦」の3点なのか。湊山球場を除いてはだめなのか。野球場を廃止し、借地を返却すれば借地料の無駄がなくなる。 国史跡に関する補助金で、購入時の市の負担は少なく有利になるという考え方は理解できるが、土地の使用についてはいろいろと制限があり、自由に使用できなくなる。補助金等を使用せず、市の自由に使用できることが将来の米子市にとって重要であると断言できる。</p>	<p>湊山球場敷地は、米子城三の丸の中心部に位置するものであり、絵図によると米蔵、馬屋、番士詰所、作事方詰所、作事小屋、内堀などが配されており、米子城の行政面の中核を担っていた場所であったと考えられます。 深浦は、船頭屋敷、船小屋、番人小屋といった施設と角櫓が配置されていた場所であり、水軍が配備され、海上防衛と城下町に入る船の監視など米子城の軍港としての機能を担い、造船も行われたといわれる場所であったと考えられます。 出山は、深浦の見張り場や防御のための施設と考えられており、深浦とともに、最近の発掘調査により明らかになりつつある「海城」としての米子城を理解する上で欠かせない箇所です。 いずれも、米子城跡の全体像を理解する上で重要な場所であり、既存の史跡指定地と同等の価値付けがなされていることなどから、湊山球場敷地、深浦、出山を追加指定し、本丸、二の丸など既存の史跡指定地と一体的に保存、継承を図るとともに、史跡公園として整備し、城下町エリアと併せて米子の歴史を体感できる観光資源として利活用を図っていきたくと考えています。 また、史跡として保存、活用、整備を図っていく上では、保存整備事業を確実に進め、整備後の維持管理、利活用等にも十分対応していくため、補助金の活用、土地の公有化なども検討する必要があると考えます。</p>
13	<p><深浦の追加指定について> 深浦の敷地にはすでに建物が設立しており、購入後は市の税金で撤去しなければならないのではないかと。そこまで歴史的な価値があるのか。</p>	<p>湊山球場敷地を整備した場合の維持管理経費については、現在も都市公園(野球場)としての維持管理を行っているものであり、整備後に維持管理経費が大幅に増えることは考えていません。 また、湊山球場敷地については、地下遺構を破壊するような開発を行うわけではありませんので、当面の整備に必要な最小限の発掘調査を実施する考えです。</p>
14	<p><湊山球場敷地の追加指定について> 隣地に立派な湊山公園が存在するのに、なぜ国史跡として公園のような敷地が必要なのか。公園にした場合、整備経費が草刈等で毎年何百万円単位で必要になってくるのではないかと。 また、発掘調査をするようなことになれば、かなりの年月と費用等が必要になってくるので、これだけはやめてほしい。</p>	<p>米子城跡における駐車場については、史跡指定地内にある既存の駐車場の利用を図ると併せ、今後、観光誘客など米子城跡のさらなる活用を図っていくため、主要な動線として大手→三の丸→柙形→二の丸→天守というルートを設定しており、大手付近での来訪者の駐車場や車寄せの確保は必須であると考えています。 中・長期的には史跡周辺での駐車場整備を検討していく必要もありますが、現状では隣接地における用地確保が困難であることから、史跡指定地内に、暫定的に「史跡等活用専用駐車場」の設置を検討しています。 また、イベント等に伴う障がい者用駐車場、ハートフル駐車場については、史跡指定地内に適宜確保することを考えています。 【整備基本計画案 p.111-112参照】</p>
15	<p><湊山球場敷地の駐車場利用について> 湊山球場敷地を国史跡指定地と除外地に区分し、三の丸公園(多目的広場)を5年以内に完成させる。まず短期整備の中で、湊山球場敷地2.6ヘクタールのうち駐車場100台程度の敷地を追加指定計画から除外して、平面舗装の市営有料駐車場として整備を行う。併せて大型観光バス2台分と緊急用、障がい者用の車寄せを確保する。バスの駐車は市役所駐車場へ誘導する。 平面舗装駐車場は史跡の景観を損なわないことと、必要に応じ駐車場以外に多様に活用できるメリットがある。米子城跡巡りの基本ルートの柙形→二の丸→天守台コースは、湊山公園駐車場からは徒歩往復30分、市役所駐車場からは約20分を要し、一般的な滞在時間が1時間と考えると、観光バスや遠来の観光客には無理がある。 現在、全国的なお城ブームと併せて米子市広報などの積極的情報発信により市民の関心も高まり、来訪者は増加傾向にあるが、一方で鳥大医学部附属病院の駐車場利用者が増え、駐車場不足に悩む病院に迷惑をかけることにもなるので、市営有料駐車場の確保が必要不可欠である。</p>	<p>米子城跡における駐車場については、史跡指定地内にある既存の駐車場の利用を図ると併せ、今後、観光誘客など米子城跡のさらなる活用を図っていくため、主要な動線として大手→三の丸→柙形→二の丸→天守というルートを設定しており、大手付近での来訪者の駐車場や車寄せの確保は必須であると考えています。 中・長期的には史跡周辺での駐車場整備を検討していく必要もありますが、現状では隣接地における用地確保が困難であることから、史跡指定地内に、暫定的に「史跡等活用専用駐車場」の設置を検討しています。 また、イベント等に伴う障がい者用駐車場、ハートフル駐車場については、史跡指定地内に適宜確保することを考えています。 【整備基本計画案 p.111-112参照】</p>

史跡米子城跡整備基本計画(素案)に対する意見募集(パブリックコメント)の結果について

番号	意見等の概要	米子市の考え方
16	<p><湊山球場敷地の整備活用について> 湊山球場敷地の大半は国史跡追加指定を受け、短期整備で発掘調査を行った後、埋め立て保存し、遺跡案内板を設置する。全面芝生の「米子城三の丸公園」は、多目的広場として活用する。国史跡として使用に制限がかかるとしても、関連のイベント等に係る限定臨時駐車場、簡易トイレ、仮設舞台と会場長椅子、催事用テント村、鯨幕等催事用の臨時的設備は文化庁の許可により設置できる。 一方、市営平面舗装の駐車場は史跡外であるので、大型イベントの際には閉場してイベント会場として使用する。雨の日のイベントでの舗装駐車場の利用は助かる。会場と米子駅間にシャトルバスを運行し、米子駅周辺の有料駐車場の利用で、山陰随一の大型イベントが可能となる。 米子がいな祭のメイン会場、さくら祭、米子城フェスタ、米子城マルシェなど米子中心市街地最大のにぎわい創出の場となる。市営平面有料駐車場は、平日は主として大学病院関係者の利用、休日は主として観光と多様なイベント関係者の利用となる。大学病院の駐車場不足に大きく貢献する。</p>	<p>湊山球場敷地(三の丸跡)については、史跡米子城跡の一部として適切に保存・管理を図っていくとともに、誰もが気軽に利用でき、各種イベント等にも使用することができる多目的広場や米子城跡への来訪者のための「史跡等活用専用駐車場」を設置し、併せて、内堀や米蔵などの三の丸の遺構表示及びサイン類の整備、植栽などにより、二の丸石垣や天守などの眺望を楽しみながら、歴史を体感しその価値や魅力について理解を深めていただけるよう、歴史公園として整備を図っていきたいと考えています。 【整備基本計画案 p.129-130参照】</p>
17	<p><湊山球場敷地の活用提案について> 湊山公園桜の名所とプラネタリウム側を結ぶ回遊路の整備によって、三の丸公園側にもつながり、老若問わず米子市民に人気となる、長短組み合わせ自由なウォーキング、ハイキングコースが出来あがる。 国史跡となったら三の丸公園では実現不可能である。湊山球場敷地の国史跡除外地の駐車場整備にあわせて整備し、三の丸公園最大の目玉となる医療健康都市にふさわしい憩いの回廊となる。もちろん、市営平面駐車場は多様なイベントに応じ、臨時閉場してイベント会場にもなるが、平面駐車場の周りに回遊路を設け、数本の桜や主として低木の植栽と四季の花壇、ベンチを配したものとする。天守台まで登れない障がい者、高齢者などの弱者とともに入院患者と付添、見舞人たちが二の丸の石垣から天守台石垣を望む絶好のスポットを歩きながら、休みながら戦国時代から江戸時代にわたる歴史ロマンに浸ることができる。 全面青芝一色に張り巡らせ、所々に案内板があるような無風情の国史跡三の丸公園では木1本植えられない。一部分でも指定地外を残し、健康増進、病状回復に向けた安らぎの回遊ロードが必要である。</p>	

史跡米子城跡整備基本計画(素案)に対する意見募集(パブリックコメント)の結果について

番号	意見等の概要	米子市の考え方
自然環境等に関すること		
18	<p><樹木の伐採と森林環境について> 米子城跡で3年前から自然観察会を実施している。この3年間で石垣保護と発掘のために樹木が伐採された。その影響で、林床の環境が変わり、植生の変化となって表れている。 昨年12月の観察会時には、眺望をよくするためかテイカカズラなどのつる植物も伐採されていた。つる植物はマント群落と呼び森をマントのように覆い森林内への風の吹き込みを防いだり、日光の直射による乾燥を防いだりして、森林内の環境を保つ役割を持っている。 内膳丸に登るとボランティアで眺望をよくするために林床の雑木を伐採しているという人に出会った。善意で行われてるとはいえ許可なく樹木を伐採されていると思う。 さらに登っていくとテニスコートから一直線に大木を含めてすべての樹木が伐採されていた。史跡米子城跡整備基本計画(素案)の写真にあるようにふもとから石垣が見えるようにするために伐採されたと思うが、城山としての景観が損なわれたのではないか。また、急傾斜でもあり地滑りなどの危険性もあるのではないか。</p>	<p>現在実施している樹木の伐採については、主に危険木の伐採であり、城跡の遺構や来訪者、園路、近隣施設などへの悪影響を及ぼしているもの、もしくは及ぼすおそれのある樹木について、史跡の保護と安全確保の観点から実施しているものです。 平成30年度の実施状況については、園路を覆っている樹木を中心に伐採を行い、伐採した樹木を架線を用いて搬出するルートを確保する必要があったため、広範囲に及んだものです。 今後も、城跡の遺構や来訪者、園路、近隣施設などへの悪影響を及ぼす樹木については伐採を行っていく必要があると考えますが、周辺地域からの景観確保、もしくは城跡からの眺望確保に資するための伐採など樹木の管理については、城山の自然環境にも配慮しながら適切に実施したいと考えています。 また、斜面对策については、今後地盤調査を実施し、その結果を踏まえ、必要な対策を講じていきたいと考えています。 【整備基本計画案 p.110-111参照】</p>
19	<p><植生に関する記述について> 第2章 米子城跡を取り巻く環境 第1節 自然、地理的環境 2 植生(16ページ)に、「ただし、江戸時代の米子城絵図にはマツが主に描かれており、また明治11年(1878)頃の写真にも天守付近にはマツが生えていることから、現在の植生は、廃城後明治以降に形成された植生であると考えられる。」と記述されている。 城山(湊山)の自然林は「鳥取県のすぐれた自然 植物編」(平成5年 鳥取県)にも広範囲な植生要素が凝縮された多様性に富む照葉樹林として紹介され、貴重な自然としての価値が認められている。 このような貴重な植生を明治以降のものだからといかにも価値のないような現状分析には大きな問題があると思う。江戸期のマツについて記載があるが、私たちに必要なことは江戸期の植生価値ではなく、現在の植生の価値の理解であるのではないか。 貴重な環境が保全されるように、自然環境やその保全の立場での学識経験者を入れて書き直すべきだと思う。</p>	<p>当該記述の前段では「米子城跡は米子市街地中心部に位置しているにもかかわらず、多様な在来種が見られ、市域本来の暖温帯照葉樹林特有の植生を保持していることがわかる。」とし、城山の特徴的な植生について記述しています。 その上で、米子城が存在していた当時の植生と現在の植生は異なるものであったと考えられるという考察を述べたものであり、植生の価値について論じたものではありません。 本計画の策定にかかわる史跡米子城跡整備検討委員会においては、植物学や動物学の分野の学識経験者に委員を委嘱しており、指導助言をいただきながら策定作業を進めているところです。 【整備基本計画案 p.16-17参照】</p>

史跡米子城跡整備基本計画(素案)に対する意見募集(パブリックコメント)の結果について

番号	意見等の概要	米子市の考え方
20	<p><自然環境に関する記述について> 「史跡米子城跡保存活用計画」(平成29年3月策定)には、第8章 保存活用 第1節 保存管理の方向性と方法 2 保存管理の方法の中で「樹木管理」について、「樹木は、城跡の良好な景観又は来訪者にとっての快適な環境を創造し、生物の生息環境を維持する上でも重要な役割を果たしている。したがって、それらの伐採・除去にあつては、樹木が果たすこれらの多くの機能にも留意が必要である。特に、伐採・除去の明確な理由を事前に看板・広報誌等を通じて公表し、その合理性について市民合意を得るよう努めることも重要である。」(石垣整備のてびき 2015.1より)とあり、合意形成の重要性を指摘している。</p> <p>「史跡米子城跡整備基本計画(素案)」には、第7章整備基本計画 2 保存整備計画 6)自然環境で、「文化財の保護や来訪者の安全確保に影響のある樹木や景観を内外から阻害する樹木に関しては、伐採、剪定等の適切な管理が必要であるが、一方では古くから親しまれてきた自然環境の保護も重要である。」「樹木調査、植生調査の成果を受け、貴重な古木、大木及び植物については適宜保護を図る。」「湊山公園側登城口から内膳丸に至るイロハモミジや各所に群生しているウバユリなどの米子城跡における特徴的な植物の保護を図る。」との記述しかなく、いかにして住民合意を得るかの記述がない。</p> <p>樹木の伐採・除去にあつては住民が参加できる場所を作って意思決定すべきと思うので、そのような記述を追加していただきたい。</p> <p>また、『イロハモミジや各所に群生しているウバユリなどの米子城跡における特徴的な植物の保護を図る。』とあるが、保護を図るのは前段でも紹介したように広範囲な植生要素が凝縮された多様性に富む照葉樹林であり、そのような森林環境を維持しているマント群落や袖群落と呼ばれる森林の外側に沿って帯状に延びる草本の群落を含めて保護を図るという発想が必要であると思う。</p>	<p>史跡における樹木の伐採等については、遺構の保護、来訪者の安全確保を目的とする場合、伐採等を優先すべきと考えますが、活用のための景観確保に資する伐採等については、自然環境にも配慮し、植物学などの学識経験者等の指導助言も得ながら適切に実施していきたいと考えています。</p> <p>「第7章整備基本計画 3活用整備計画 (5)樹木の伐採、剪定等適切な管理の実施」において、「管理にあつては、貴重な植物など自然環境にも配慮し、継続的な取組が必要であるため、その方策について学識経験者等の指導助言を得ながら検討する。」を追記し、また、同項の「4)自然環境に配慮した整備」において、「景観確保のための樹木の管理については、城山の自然環境にも配慮しながら適切に実施する。」を追記しました。</p> <p>なお、樹木の伐採等を行う場合は、その理由、実施区域、実施規模等について市広報や市ホームページを通じて公表することとしています。</p> <p>【整備基本計画案 p.98、110-111参照】</p>
21	<p><樹木の伐採等に関する記述について> 『3 活用整備計画 (5)樹木の伐採、剪定等適切な管理の実施 3)周辺地域への眺望の確保及び周辺地域からの眺望の確保』で、『史跡米子城跡における特定の場所からの眺望景観を確保できるよう、阻害要因となっている樹木の剪定、伐採等を行う。また、周辺地域からの史跡米子城跡の眺望景観の確保も同様に行う。』となっており、眺望をよくするための樹木伐採に重きが置かれているように受け止められる。城山は温暖帯照葉樹林特有の植生を保持していると植生調査で評価されている。このような植生を後世に残すことにもぜひとも重きを置いて頂きたい。</p> <p>国内で生物多様性条約が批准され、様々な開発行為や観光開発にも生物多様性の保全について配慮することが必要となっている。前述のように植生価値が認められている場所での整備の基本方針や理念の中に生物多様性の保全についてまったく触れられていないのは、公の策定する計画としてまったくお粗末である。整備する内容と環境についての配慮事項は対になってしかるべきである。眺望確保と環境保全のバランスが取れた史跡米子城跡整備基本計画となってほしい。</p> <p>今後、米子市も生物多様性地域戦略を制定されることと思うが、その時の良き例になっているようであればならないと思う。</p>	

史跡米子城跡整備基本計画(素案)に対する意見募集(パブリックコメント)の結果について

番号	意見等の概要	米子市の考え方
城下町・周辺地域等に関すること		
22	<p><城下町エリアでの米子城跡展望スポットの整備等について></p> <p>米子観光の立ち寄りスポットとして、外堀地域に「米子城外堀展望台」を整備し、大型案内情報板とパンフレット箱を設置してはどうか。市民、近隣地域はもとより、皆生温泉宿泊の観光バス団体や一般客が立ち寄れば、皆生温泉の人気向上にもつながり、さらにパンフレットなどで展望台をPRすれば、「水木しげるロード」をはじめ山陰各地から米子への観光誘客に有効である。</p> <p>展望台は観光バス2、3台と一般車5、6台以上の駐車場と展望広場が必要。空地の確保が困難であれば、天守台を見上げ全体の展望ができる民間駐車場などのスペースを借り上げ、自動料金機の市営有料展望台とする。</p> <p>さらに外堀域内で、二の丸石垣から天守台石垣を望む若干の空き地が確保できれば、大型案内情報板を設置し、パンフレット・マップ箱を置いて、米子城下町観光ガイドコースの中で案内する。全国に誇る米子城跡の絶景は米子への観光誘客に有効である。</p> <p>丹波竹田城跡は山城登城は大変で、市内展望台が登城口へ続く食事物販を備えた道の駅となっている。雲海に関係なくパーキングエリアからの眺望だけで、全国的な人気を呼んでいる。</p>	<p>外堀を含む城下町エリアにおいて、米子城跡と城下町の一体的な観光活用を図るためには、観光案内板等のサイン類の整備やまち歩き観光のPR、立ち寄りスポットへのパンフレットの設置などの取組は有効であると考えています。</p> <p>そうした中で、城跡整備の中で検討する史跡等活用専用駐車場などの活用も含め、米子城跡から市街地、まちなかから米子城跡という双方向の眺望をPRするなど誘客促進を図っていきたいと考えます。</p> <p>【整備基本計画案 p.111、117参照】</p>